

一般廃棄物処理業許可証

島地環 第171号
令和8年2月12日

所在地 静岡県御前崎市宮内248番地の5
名称 株式会社 アドバンス中部サービス
代表者 代表取締役 高瀬 晴康 様

島田市長 染 谷 絹 代 印



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び島田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定により、次の条件を付して許可する。

1 業務の内容	(1) 収 集 (2) 運 搬
2 取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（生ごみ、紙屑、空瓶、その他）
3 許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
4 その他の条件	1、島田市内の一般廃棄物は島田市外へ持ち出さないこと。 2、島田市外の一般廃棄物は島田市内に持ち込まないこと。 3、島田市及びごみ処理施設の職員の指示に従うこと。 4、次に掲げるものをごみ処理施設に搬入してはならない。 ① 島田市の指定袋を使用していない廃棄物 ② 他市町村より排出された廃棄物 ③ <u>産業廃棄物（事業所から発生するビニール、ゴム製品を含む。）、特別管理一般廃棄物</u> ④ 島田市の基準による分別収集がされていない廃棄物 ⑤ 中間処理や埋め立てに障害となる廃棄物 5、廃棄物処理手数料については、担当職員の指示に従うこと。 6、廃棄物の収集・運搬等の手数料は適正な額とすること。 7、運搬車両は常に清潔に保つこと。 8、運搬車両や契約事業者等の変更があった場合、速やかに届け出ること。 9、一時的に生じた多量の廃棄物を搬入する場合には、事前に連絡し承認を得ること。 10、業務状況報告書を毎月必ず（翌月10日までに）提出すること。 11、<u>田代環境プラザにおける廃棄物処理手数料は、期限内納付を遵守すること。</u> ※ <u>納付が履行されない場合には、窓口納付となります。</u>